

退職後2年間はそのまま健康保険の被保険者となる「任意継続被保険者」制度ですが、この被保険者には健康保険法の傷病手当金は支給されなくなります。

会社に在籍中であれば、傷病のため労務に服することのできない日から起算して3日経過後、1年6ヶ月間は傷病手当金が支給されます。この金額は標準報酬日額(お給料1日分)×3分の2×休業日数(*2007年4月以降の数字です！)

です。

まずは、体力を回復してから退職！ということにはいかがでしょうか？この場合も、もし、労災に該当すれば、休業補償給付を受けることができます。

と、このような理由から、定年退職以外は、社内の友人にはいくら親しくとも軽々に「会社を辞めたい！」とは決して云わないほうが得策ですよ！

●会社を辞めたら2号から1号へ！

あなたが60歳未満で会社を退職、すぐに再就職なされない場合、または自営業をおはじめになる場合、厚生年金の被保険者(=国民年金の第2号被保険者)から国民年金の第1号被保険者となることになります。

そして、あなたに20歳以上60歳未満の被扶養配偶者(=国民年金の第3号被保険者)がいらした場合は、この方も国民年金の第1号被保険者となります。

2号の場合、厚生年金保険料を給料から天引きされていたので、今後国民年金の保険料(1ヶ月14,100円、2007年4月以降)を支払う覚悟は出来ておいでだと思います。

が、つい度忘れするのが配偶者の場合。

特に、60歳以降の定年退職でも、配偶者の方が60歳未満の場合は手続きが必要です！

忘れないでくださいね。

★トピックス～「逸脱」と「中断」～

労働者災害補償保険は、労働災害と通勤災害をカバーしていますがその、通勤災害の場合の用語です。

似たようなもんじゃないか！とお思いでしょうが、労災の用語としての「逸脱」と「中断」これが違うんです。

ご説明しますと....。

「逸脱」＝通勤とは関係のない目的で通勤経路を離れること
通勤の経路から離れてどこかに行くことです。

「中断」＝通勤途上において、通勤とは関係のない行為を行うこと

この場合通勤と認められるのは、会社→逸脱、中断をしたところまでで、その後は通勤と認められません。家からの場合も同じです。しかし、日常生活上必要な行為、ささいな行為であれば、逸脱経路及び中断の間を除いて、通勤災害と認められる場合があります。

逸脱→日用品を買うためにコンビニ立ち寄り、理髪店立ち寄り

中断→駅でジュースを立ち飲み、駅でトイレに...

なのですが

逸脱後もとの通勤経路に復しても、以下のような事例もあります。

単身者が定食屋で夕食をとるために通勤を逸脱→○

*短時間でお酒など飲んでなければ日常生活上必要な行為と認められる場合もあります。

配偶者のいる人が、残業後おなかが空いて通勤を逸脱、ラーメン屋へ→×

* 日常生活上必要な行為とは認められませんでした。

この方は通常家で食事をするを習慣としていたからだそうです。

そして、2006年の法改正により、通勤の定義が変わりました。

住居⇄就業場所だけでなく

住居→就業場所→次の就業場所→住居や

住居→単身赴任先もOKになりました。

複数の仕事を持つ人、転勤等の多い人の通勤災害に配慮した法改正といえますよね。

~~~~~編集後記~~~~~

次回3月1日のメルマガでは

改正された健康保険法と退職について

詳しくお話ししますね。

また、読者の皆様からのご要望に応じて

内容も変化させて参りたく思います。

ご要望、ご質問をお待ちしています。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所

社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメルマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>